

インフラ管理DXガイドライン

インフラ管理DXモデル規約(素案)

2026年3月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

インフラ管理DXモデル規約

第1章 総則

第1条 目的

本インフラ管理DXモデル規約（以下「本規約」という。）は、データ整備機関（各公益事業者が個別管理しているインフラ設備データを集約・連携して、共通プラットフォーム上で一元管理する主体を意味する。以下「運営事業者」という。）、データ提供者（第2条で定義する。）としての公益事業者（電力、ガス、通信、上下水道等のインフラサービスを提供する事業者を意味する。以下同じ。）等及びデータ利用者（第2条で定義する。）としての外部提供先との間において、インフラ設備データの整備を行い、平時及び災害時における様々なユースケースでのデータ利用を進めるインフラ管理DX事業（第2条で定義する。）を円滑に遂行するために、運営事業者が運営するインフラ管理DXシステム（以下「本システム」という。）に関する運営事業者、データ提供者及びデータ利用者における権利義務を定めることを目的とする。

第2条 定義

本規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有するものとする。

インフラ管理DX	公益事業者が保有するインフラ設備情報のデジタル化と業界標準フォーマットによる管理を促進し、集約したデータを共通プラットフォーム上で一元的に管理することにより、平時における業務の共通化・自動化やリソースの最適活用を図るとともに、災害時におけるインフラの応急復旧・早期回復を実現する取り組み
インフラ管理DX事業	運営事業者が本システムを通じて実施するインフラ管理DXに関する事業
元データ	本規約の規定に基づきデータ提供者が運営事業者に提供するインフラ設備データ
本データ	元データをデータ提供者と合意した方法に従って加工し、運営事業者によりデータ利用者に提供されるデータ
データ提供者	公益事業者ほか元データを運営事業者に対し提供する者
データ利用者	運営事業者から本データの提供を受ける者又はその提供を求める者であり、本データとしてのインフラ設備データを利用する者
データオーナー	データの取扱い（データ利用条件その他の利用可能範囲を定めることをいうが、これに限らない）を決定する権利を有する者をいい、別途データオーナーが存在する場合を除き、当該データにかかるデータ提供者
データ利用条件	データ提供者が設定した、データ利用者が本データを利用するための条件（データ提供者がこれを変更する場合には、その変

	更後のものを意味する。) 。
データ提供契約	データ提供者と運営事業者との間で成立する元データの提供に関する契約
データ利用契約	運営事業者とデータ利用者との間で成立する本データの利用に関する契約
本契約	データ提供契約又はデータ利用契約
参加者	運営事業者と本契約を締結した者
本クレデンシャル	参加者が本システムにアクセスする際の認証に用いる ID、パスワードその他の情報
知的財産	発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含む。）
パーソナルデータ	個人情報保護に関する法律に定める個人情報、匿名加工情報及び仮名加工情報
基本的免責事由	各当事者について次の各号のいずれかに該当する事由 (1) 天災地変、自然災害等の不可抗力 (2) 感染症・疫病の流行（これらに伴う公的機関による命令・要請の遵守を含む。） (3) 戦争 (4) 暴動、内乱、テロリズム (5) 法令の制定・改廃 (6) 公権力による命令処分その他政府による行為 その他いずれの当事者の責めに帰すことができない事由
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者
情報システム設備	コンピュータ、電気通信設備その他のハードウェア、ソフトウェア及びシステム（第三者から借受け又は第三者から提供を受けているものを含む。）

第3条 適用関係

本規約の適用関係は、次の各号に定めるとおりとする。各参加者と運営事業者との間で

は、本契約は、第4章及び第5章の規定を除いた本規約をその内容とする。ただし、次の各号に該当する場合には、その各号の定めにより、各号の重畳適用も可能とする。

- (1) 本契約の当事者である各参加者がデータ提供者である場合には、自らが提供する元データについて、第4章が適用される。
- (2) 本契約の当事者である各参加者がデータ利用者である場合には、第5章が適用される。

第2章 本契約の締結

第4条 契約の締結

- 1 インフラ管理DX事業への参加を希望する者（以下「**申込者**」という。）は、本規約の内容に同意した上で、運営事業者が別途定める方法により、運営事業者に対し、本契約の締結を申し込む。この場合には、申込者は、運営事業者に対し、法人概要情報、担当者の氏名及び連絡先その他の運営事業者が別途定める情報を提供する。
- 2 前項の申込みを受けた場合には、運営事業者は、所定の審査を行った上で、申込者に対し、運営事業者が別途定める方法により、その申込みを承諾するか否かを、通知する。
- 3 申込者は、運営事業者に対し、第1項の申込みを行う時点において、次の第1号から第3号のいずれにも該当しないことを表明保証する。運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合又は第1号から第3号のいずれかに該当するおそれがある場合には、申込者による第1項の申込みを承諾しないことができる。
 - (1) 申込者から申告のあった事項の全部又は一部が事実と反し又は重要な事実について申告がないとき。
 - (2) 申込者が過去に本システムの使用に関して、本契約に違反した者であるとき。
 - (3) 申込者が反社会的勢力に該当する者であるとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、その申込者の本システムへの参加の承認が適切でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき。
- 4 運営事業者が、第2項の規定に基づき第1項の申込みを承諾する旨の通知を申込者に対し発信した時をもって、運営事業者と申込者との間で本契約が成立する。

第5条 登録事項の変更

参加者は、第4条第1項の申込時に自らが登録した事項その他の運営事業者が別途定める自らに関する登録事項に変更がある場合には、運営事業者に対し、速やかに、その変更事項を連絡する。

第3章 本システムの運用等

第6条 本システムの使用許諾

- 1 参加者による本システムの使用開始日は、本契約の成立日又は運営事業者が別途定める日のいずれか遅い日とする。
- 2 運営事業者は、参加者に対し、本契約に従うことを条件として、本システムの使用を

許諾し、これにアクセスする権限を与え、本クレデンシャルを付与する。

第7条 本システムの運用及び機能

- 1 運営事業者は、本契約の有効期間中、法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって、本システムを運用する。なお、運営事業者のその義務は、本システムの内容に応じて必要かつ適切な安全管理及び情報セキュリティ対策の履践を含むがこれらに限られない。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法によりデータオーナーと協議のうえ、データオーナーの承諾を得た範囲で、参加者に対し、本システムの機能を提供する。
- 3 運営事業者は、本契約又は運営事業者の本システムに関する利用規約（これに類似するものを含む。）で定める場合を除いて、本システムの運用及び本システムの機能の提供について、参加者に対し、法令上のものであるか否かを問わず何ら保証責任を負わない。

第8条 本システムの運用委託

- 1 運営事業者は、その裁量により、本システムの運用、本システムの機能の提供又は本契約上の義務の履行に関して必要となる業務の一部を第三者（以下「**受託者**」という。）に対して委託できる。
- 2 前項の規定に基づき運営事業者がその業務の一部を受託者に対して委託する場合には、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 運営事業者は、委託先の選定にあたり、本事業の遂行に必要な能力及び信頼性を有する者を選定する。
 - (2) 運営事業者は、その委託業務の遂行にあたり、受託者に対し、本規約の運営事業者の義務と同等以上の義務を負わせる。受託者による作為不作為は、運営事業者による作為不作為とみなす。
 - (3) 運営事業者は、委託先における業務の遂行状況を適切に監督する。
 - (4) 運営事業者は、参加者に対し、委託先の概要及び委託業務の範囲を周知する。
- 3 運営事業者は、委託先の行為について、本規約に基づく一切の責任を負うものとする。

第9条 本システムの使用料

- 1 データ提供者は、本システム利用料の支払いを要しない。
- 2 データ利用者は、本システムの使用開始日から、本契約の存続期間中、運営事業者に対し、本システムの使用の対価として本システム使用料を、別途定める条件により支払う。ただし、災害・事故発生時の例外的な対応等、本契約で別途定める場合には、本システム使用料の支払いを要しない。

第10条 本システムの提供停止

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が解消するまでの間、その裁量により、参加者による本システムの使用又は参加者に対する本システムの機能の提供を全部又は一部停止できる。

- (1) 参加者が本契約に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 第42条の各事由に該当するとき。
 - (3) 定期又は必要に応じた本システムに関する情報システム設備の保守作業を実施するとき。
 - (4) その他本システムの使用又は本システムの機能の提供を全部又は一部停止するやむをえない事由があるとき。
- 2 前項の規定に従い、本システムの使用又は提供を停止する場合には、運営事業者は、法令に違反しない限り、その使用又は停止により影響を受ける又は受けるおそれがある参加者に対し、次の各号の義務を負う。
- (1) その停止前に周知できる場合には、参加者に対し、その停止について、停止前に可及的速やかに周知する。
 - (2) その停止前に周知できない場合には、参加者に対し、その停止について、停止後、直ちに周知する。

第11条 本システムの不具合等

- 1 参加者は、本システムの不具合を知った場合には、運営事業者に対し、速やかに、その事実を連絡する。
- 2 運営事業者は、本システムの不具合を知った場合には、速やかに、参加者に対し、その旨を周知し、その不具合を修理又は復旧するように努める。

第12条 本システム使用のための情報システム設備設定・維持

- 1 参加者は、自己の費用と責任において、運営事業者が別途定める条件（安全管理及び情報セキュリティ対策の実施を含むがこれに限らない。）により本システムを使用するための情報システム設備を設定し、維持する。
- 2 参加者は、本システムを使用する場合は、自己の責任及び費用負担において、電気通信事業者等の電気通信サービスを使用して参加者の情報システム設備を本システムに接続する。
- 3 本システム使用のための参加者の情報システム設備に不具合がある場合には、運営事業者は参加者に対し本システムの提供の義務を負わない。

第13条 参加者の遵守事項

参加者は、次の各号のいずれかに該当し又はそのおそれがある行為をしてはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 運営事業者又は本システムの他の参加者の財産権（知的財産権を含む。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為。
- (3) 本システムのうち、本クレデンシャルの付与等により、運営事業者から正当な権限を与えられていない領域にアクセスし、又はそれらのアクセスを試みる行為。
- (4) 本システムについて、その手法を問わず、構造、機能、処理方法等を解析し、全部若しくは一部の複製を作成する行為。
- (5) 本システムの全部又は一部を他の製品又はサービスに組み込む行為。ただし、運

営事業者が特に認めたものを除く。

- (6) 本システムに対し不正なデータ、命令、プログラム等を入力し、又は本システムにそれらを設置する行為。
- (7) 運営事業者が定める本システムの使用方法に違反する行為その他の本契約の違反。
- (8) 本システムの情報システム設備に過度な負担を掛ける行為。
- (9) 本システムの円滑な提供のために必要な事項として運営事業者が遵守を求める事項に違反する行為。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本システムの円滑な提供又は使用を妨げると運営事業者が合理的理由により判断する行為。

第14条 本クレデンシャルの付与・管理

- 1 参加者は、運営事業者から付与された本クレデンシャルを善良な管理者の注意義務をもって管理・保管する。
- 2 参加者は、第三者に対し、運営事業者から付与された本クレデンシャルを自ら又は他者をして使用させてはならない。
- 3 本クレデンシャルを認証に用いて、本システムへのアクセスがあった場合には、そのアクセスは、その本クレデンシャルを付与された参加者により行われたものとみなし、参加者は、運営事業者に対し、そのアクセスによる対価の支払いその他のそのアクセスに起因又は関連して発生した債務を負担する。ただし、運営事業者による本契約の違反又は責めに帰すべき事由により、その本クレデンシャルを第三者が使用した場合又は運営事業者によりそのアクセスが行われた場合はこの限りでない。

第15条 インシデント

- 1 運営事業者は、本データの漏洩、滅失又は毀損が発生した場合又は発生が疑われる場合（本規約に基づき、本データを廃棄若しくは消去、又は削除する場合はこの限りでない。）には、参加者に対し、直ちにその詳細を報告する。
- 2 前項に規定する場合、運営事業者は、二次被害の防止及び原因究明に最大限の努力をする。参加者は、必要な情報の開示等、運営事業者によるこれらの対応に必要な協力をする。運営事業者及び関連する参加者によるこれらの対応に必要な費用は、本データの漏洩、滅失又は毀損の原因等を踏まえて運営事業者及び参加者との間の協議により定める。

第16条 秘密保持義務

- 1 本条において「秘密情報」とは、運営事業者及び参加者が、本契約を通じて相手方に開示した技術又は営業上の情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報をいう。なお、本条において、秘密情報を開示する当事者を「開示者」、その開示を受ける者を「被開示者」という。
 - (1) 開示者が、受領者に対し、書面又は有形の手段により開示した情報のうち、秘密情報である旨を明示した情報

- (2) 開示者が、受領者に対し、口頭その他無形的手段により開示した情報又は前号の表示が困難な情報のうち、その開示後●●日以内に開示内容の概要を書面化して秘密情報である旨を連絡した情報
- (3) その他別途定める情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬ。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報に依拠することなく被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
- 3 被開示者は、開示者の秘密情報を秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示若しくは漏洩し又はこれを本契約に基づく権利の行使若しくは義務の履行以外の目的で使用してはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。
 - (1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。
 - (2) 被開示者は、本契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。
 - (3) 被開示者が運営事業者である場合には、第8条の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。
- 5 本契約の終了時、被開示者は、秘密情報が記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある秘密情報を削除する。被開示者は、開示者が求める場合には、これら義務の履践について証明書を差し入れる。
- 6 本条に基づく被開示者の各義務は、本契約の終了後も●年間継続して存続する。

第4章 データ提供関連条項

第17条 データ利用条件の設定

- 1 データ提供者は、元データの提供と同時又はこれに先立ち、運営事業者が別途定める方法によりデータ利用条件を設定する。
- 2 データ利用条件の変更は運営事業者が別途定める方法による。この場合には、運営事業者は、その別途定める期限及び方法により、その変更をそのデータ利用者に対し周知する。
- 3 データ提供者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号の条件を満たす限り、自らが提供した元データ、及び本データに関する知的財産権、人格権その他一切の権利利益

に基づく請求をしてはならない。

- (1) 運営事業者： 本契約に基づき元データを利用又は提供するとき
- (2) データ利用者： その本データを受領した各データ利用者が、関連するデータ利用条件若しくは別途データ提供者が許諾した条件（データ利用契約に基づき設定可能な場合に限る。）の範囲内で本データを利用するとき

第18条 運営事業者への元データの提供

- 1 データ提供者は、運営事業者との間で提供する範囲及びその内容を個別に協議し、別途定める方法により元データを運営事業者に提供する。
- 2 データ提供者と運営事業者との間における元データの授受は、以下のいずれかの方法によるものとする。ただし、データ提供者と運営事業者との協議により別途定める方法を採用することができる。
 - (1) 物理媒体
 - (2) ファイル伝送サービス（運営事業者が別途定める方法により、暗号化又はパスワード設定等のセキュリティ措置を講じなければならない。）
- 3 データ提供者は、運営事業者に対し、パーソナルデータを提供しないものとする。

第19条 元データの取得

- 1 データ提供者は、自らが管理する元データを自らの努力により取得する。
- 2 データ提供者は、前項に基づき元データを取得する場合、既存システムからの出力又は図面のデジタル化等により行う。

第20条 元データの加工及び責任主体

- 1 元データの加工とは、以下の工程をいう。
 - (1) 変換：形状情報への属性情報の紐づけ、属性情報の標準化、欠損値補完、標準フォーマットへの整形等
 - (2) 標準化：XY位置補正、Z位置補正等
- 2 前項第1号に定める元データの変換は、データ提供者が、第18条に基づく運営事業者に対する元データの提供と同時又は先立ち、実施するものとする。ただし、当初は、データ提供者に代えて、運営事業者が、これを実施することが望ましい。
- 3 第1項第2号に定める元データの標準化は、別途の定めがある場合を除き、運営事業者が実施する。
- 4 運営事業者が実施する元データの加工に関するデータ提供者から運営事業者への対価の支払いについては、本契約その他の方法により別途定める。

第21条 加工後の元データの権利主体

データ提供者、運営事業者、データ利用者は、データオーナーが、加工後の元データについても、その取扱いを決定する権利を有することを確認する。

第22条 運営事業者による本データの取得

運営事業者は、第20条に定める元データの標準化の完了により、本データを取得する。

第23条 運営事業者による元データ及び本データの管理

- 1 運営事業者は、データ提供者から提供され、加工のため一時保管する元データ及び本データを、インフラ管理DXシステムの設備データベース及びファイルにおいて、善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- 2 運営事業者は、元データの管理又は保管にあたり、以下の措置を講じるものとする。
 - (1) 情報管理責任者及び担当者の設置
 - (2) 接受記録の作成及び管理
 - (3) 物理媒体については、施錠による保管
 - (4) 電子データについては、保管先の特定及びアクセス制御
- 3 運営事業者は、本データの管理又は保管にあたり、以下の措置を講じるものとする。
 - (1) 情報管理責任者及び担当者の設置
 - (2) 本データのデータ利用者の管理及びアクセス制御
 - (3) ウィルス対策及び本データの暗号化
 - (4) 本データのバックアップ
- 4 運営事業者は、インフラ管理DXシステムにおけるソフトウェア又はネットワークについて、既知の脆弱性及脅威を想定し、実際の攻撃手法を用いた脆弱性検証試験を定期的に（2年に1回以上）または大規模改修や新たな脅威が認識された場合等、必要に応じて実施し、重大な脆弱性が発見された場合は、稼働前または速やかに対応するものとする。
- 5 運営事業者は、元データ及び本データの管理又は保管に当たり、情報セキュリティに係る安全管理措置として、以下を講じるものとする。
 - (1) リスクを特定するための資産管理やリスク評価
 - (2) 攻撃等からの防御を目的とした、ユーザー認証・アクセス制御、業務従事者の意識向上及び研修、ハードウェア、OS、ソフトウェア等の構成管理、サポート期限切れのOS・ソフトウェアへの対策、ログの取得及びセキュリティパッチ・アップデートの実施
 - (3) 攻撃等の検知を目的とした、継続的監視及び不審な認証試行やネットワーク機器からのアラートを受けた際の分析及び判断に基づく対応
- 6 本機関は、元データ及び本データの管理又は保管に関する安全管理及びセキュリティ基準について、別途定める方法により周知する。
- 7 運営事業者は、データ提供者から提供された元データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。
- 8 運営事業者は、データ提供者から提供された元データの開示又は利用が法令又は本契約に違反する若しくはそのおそれがあると運営事業者が合理的理由により判断する場合には、法令に違反しない範囲でデータ提供者及びその本データを利用している全ての参加者に対し事前に周知することで、その元データ又は本データの本システムからの削除その他の法令若しくは本契約の違反又はそのおそれを払拭するために必要な措

置を講じることができる。

第24条 運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い

運営事業者の、データ提供者に対する元データの提供及び利用の対価の支払いについては、別途定めるところによる。

第25条 データ提供者による元データの保証

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し、自らが提供する元データについて次の各号の全てを保証する。
 - (1) 第20条に従い元データが変換及び標準化された場合、データ利用条件に従った本データの利用ができること
 - (2) 元データが、法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていること
- 2 データ提供者は、運営事業者に対し、前項の各号に定める保証事項又は本契約で定める場合を除いて、自らが提供する元データについて、その完全性、論理一貫性、位置正確度、時間正確度、主題正確度その他一切について何ら保証せず、当該データに関して担保責任を負わない。
- 3 前項にかかわらず、データ提供者が、運営事業者に対して提供した元データの数値又は内容に誤り又は不具合があることが判明した場合、データ提供者は、誠実に運営事業者との間で協議を行い、当該誤り又は不具合の修正又は補正に努める。

第26条 データ提供者及び運営事業者による本データの更新

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し提供した元データを、原則として最低年1回以上（月1回程度が望ましい。）更新し、運営事業者を介して利用可能とするものとする。当該更新は、データ提供者が管理する管轄対象エリア（基礎自治体等や事業者の管理区域）ごとに一括で行うものとする。ただし、運営事業者に対し提供した元データに変更がない場合、データ提供者は、特段の更新作業を行うことを要しない。
- 2 前項に基づき、運営事業者がデータ提供者から変更後の元データの提供を受けた場合、運営事業者は、元データを第20条の定めに従って加工のうえ、その本データの値を更新する。

第27条 データ提供契約の終了後の措置・第4章関連

データ提供者と運営事業者との間のデータ提供契約が終了した場合には、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、運営事業者は、元データ及び本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある元データ及び本データを削除する。また、運営事業者はデータ利用者と同様に対応させる。ただし、当該データ提供契約において別段の定めがある場合には、その定めに従い元データを取り扱うものとする。

第5章 データ利用関連条項

第28条 データ利用条件の変更

- 1 本データのデータ利用条件が変更される場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更の内容及び変更の効力発生日をそのデータを利用しているデータ利用者に対し、周知する。
- 2 前項の規定に従った周知がされた場合には、変更の効力発生日後、データ利用者は、変更後のデータ利用条件に従い、本データを利用する。データ利用条件が変更された結果、データ利用者への本データの提供が認められない場合には、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。
- 3 第1項のデータ利用条件の変更は将来に向かってその効力を有する。

第29条 データ利用者への本データの提供

- 1 運営事業者は、データ利用者より運営事業者が別途定める方法によって本データ提供の要請があった場合には、データ利用者が次の各号に該当することを確認し、データ利用条件を充足すると判断し、かつデータオーナーの承諾がある場合に限り、データ利用者に対し、関連する本データを提供する。
 - (1) 第1条に定めるインフラ管理DX事業の理念及び目的に合致していること
 - (2) データ利用者が個人又は反社会的勢力ではないこと
 - (3) データ利用者が適切な情報セキュリティマネジメント体制を構築していること
- 2 前項の規定に基づき、データオーナーがデータ利用者に本データを提供することに承諾した場合、運営事業者は、データ利用契約を、データ利用者との間で締結する。
- 3 第1項の提供は、当該データ利用契約の定めに従い行う。
- 4 第1項から第3項の規定に関わらず、運営事業者は、災害・事故等が発生した場合には、地方公共団体又は国からの求めに応じ、限定された情報（地下埋設物の有無、管理者情報等）を速やかに提供するよう努める。提供する情報、提供方法等の詳細については別途定める。
- 5 運営事業者は、第30条の範囲を超えて、本データをデータ利用者に利用させてはならない。

第30条 データ利用者による本データの利用

データ利用者は、提供された本データを利用するに当たり、本システムの機能の使用に必要な範囲、データ利用条件及びデータ利用契約の範囲を超えて提供された本データを利用してはならず、第三者に利用させてはならない。

第31条 データ利用者による本データの管理

データ利用者は、次の各号の定めに従って、運営事業者から提供された本データを管理する。ただし、データ利用条件に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

- (1) データ利用者は、運営事業者から提供された本データを自らが保有する他の情報

と明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。セキュリティ確保のための詳細な方法は別途定める。

- (2) データ利用者は、運営事業者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。

第32条 データ利用者による本データの第三者提供

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第16条第5項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取扱いに準用する。

第33条 データ利用者によるデータ提供・利用の対価の支払い

データ利用者の運営事業者に対する本システムの使用料並びに本データの提供及び利用の対価の支払いについては、データ利用契約その他別途定めるところによる。

第34条 運営事業者による本データの保証

- 1 運営事業者は、データ利用者に対し、各号の全てを保証する。
 - (1) 運営事業者が、本データをその取得時からデータ利用者に対し提供するまでの期間にその本データを故意又は重大な過失により変更していないこと
 - (2) 提供される本データが、適用法令上必要な手続を履践されて取得・提供されていること
- 2 運営事業者は、データ利用者に対し、前項の各号に定める保証事項又は本契約で定める場合を除いて、自らが提供する本データについて、その完全性、論理一貫性、位置正確度、時間正確度、主題正確度その他一切について何ら保証せず、当該データに関して担保責任を負わない。
- 3 前項にかかわらず、データ提供者が、データ利用者に対して提供した本データの数値又は内容に誤り又は不具合があることが判明した場合、運営事業者は、運営事業者の運営規則に従い、必要な対応を行うように努める。
- 4 提供される本データが、第1項の保証に違反すること又は違反するおそれがあることを運営事業者が知った場合には、運営事業者は、データ利用者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を連絡する。

第35条 データ利用者による本データに関する情報提供

運営事業者から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性、第三者の権利利益の侵害又は法令違反の問題を発見した場合には、データ利用者は運営事業者に対し、その内容を速やかに連絡する。

第36条 本契約の終了後の措置・第5章関連

- 1 データ提供者と運営事業者との間のデータ提供契約が終了した場合には、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。ただし、当該データ提供契約に別段の定めがある場合には、その定めに従い本データを取り扱うものとする。
- 2 データ利用者と運営事業者との間のデータ利用契約が終了した場合には、法令上の義務を履践する必要があるときを除いて、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。ただし、データ利用契約に別段の定めがある場合には、その定めに従い運営事業者から提供された本データを取り扱うものとする。

第6章 責任範囲

第37条 第三者との間の紛争

各参加者による本データ又は本システムの使用に起因又は関連して、その参加者と第三者との間で、クレーム、請求、訴訟その他法的手続を含む紛争等（以下「紛争」という。）が生じた場合には、その参加者は、運営事業者に対し、速やかに紛争等の概要を連絡する。その参加者は、運営事業者の求めがある場合には、速やかにその求める情報及び関連資料を提供する。

第38条 損害賠償

- 1 本契約の違反により相手方に対し損害を与えた場合には、各当事者は相手方に対し、その損害を賠償する。
- 2 運営事業者及びデータ提供者が本契約に関して参加者に対し負う責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本契約の違反が直接の原因で参加者に発生した通常損害（逸失利益を除く。）に限定され、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害等、逸失利益について責任を負わない。
- 3 前項における運営事業者が参加者に対し、本契約の違反について責任を負う場合であっても、その損害賠償の額は、参加者がその損害等の発生した日から遡って1ヶ月間に運営事業者に対し支払った本システムの使用料の額を超えない。
- 4 運営事業者に故意又は重大な過失がある場合又は本契約上、その適用がない旨が明示されている場合には、本条第2項及び第3項の各規定は適用しない。

第39条 免責

- 1 参加者及び運営事業者は、基本的免責事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について責任を負わない。
- 2 運営事業者は、運営事業者の責に帰すことができない事由から参加者に生じた損害について責任を負わない。「運営事業者の責に帰すことができない事由」は、次の各号に定める事由を含むが、これらに限られない。

- (1) 参加者による本契約の違反
- (2) 参加者の情報システム設備の障害
- (3) 運営事業者が定める安全管理及びセキュリティ対策等を参加者が遵守しないこと
- (4) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない自らの管理する情報システム設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (5) 第4条の規定にしたがった通知の欠如
- (6) 第10条の規定にしたがった本システムの提供停止
- (7) 第41条、第42条及び第43条の各規定に従った本契約の終了

第7章 有効期間及び終了

第40条 本契約の有効期間

- 1 本契約は、本契約が成立した日から、1年間有効に存続する。
- 2 前項の規定にかかわらず、運営事業者が参加者に対し、又は参加者が運営事業者に対し、前項の期間満了の6ヶ月前までに、その期間の満了をもって本契約を終了する旨を通知しなかった場合には、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第41条 本契約の解約申入れ

- 1 運営事業者は、本システムの運用が困難となるやむを得ない事情が生じ、本システムの提供の終了を希望する場合には、参加者を含む本システムの全ての参加者に対し、本システムの提供終了希望日の6ヶ月前までにその旨を周知する。周知がされた場合には、本契約は、その周知された提供終了希望日又は全ての参加者が提供終了に同意した日のいずれか早い日に終了する。
- 2 参加者は、運営事業者に対し、解約希望日の6ヶ月前までにその旨を通知することにより、解約希望日をもって、本契約を解約できる。

3

第42条 本契約の解除

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除できる。
 - (1) 財産又は信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがなされ、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき。
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあった場合、解散（法令に基づく解散も含む。）、清算若しくは私的整理の手続に入ったとき。
 - (3) 手形若しくは小切手を不渡とし、その他支払不能又は支払停止となったとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して法令に反する行為をしたとき。
 - (6) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

- 2 参加者及び運営事業者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、その是正を催告したにもかかわらず、10営業日以内にこれを是正しない場合には、それ以上の何らの催告なく本契約の全部又は一部を直ちに解除できる。

第43条 反社会的勢力の排除

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方に対し、次の各号に定める事項を全て保証する。
 - (1) 自らが反社会的勢力に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと
 - (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を使用していないこと
 - (5) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (6) その他、自らの役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2 一方当事者が、前項の各号のいずれかに該当する場合には、相手方は、何らの催告なしに、本契約を解除できる。

第44条 本契約終了の効果

- 1 本契約の終了は、それに先立ち発生した損害賠償請求権その他の権利の行使を妨げない。
- 2 本規約に別段の定めがある条項は、本契約の終了後も継続して効力を有する。

第8章 一般条項

第45条 本規約の変更

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随時、本規約の全部又は一部を変更でき、参加者は、これら変更を本契約の締結をもってあらかじめ承諾する。
 - (1) 本システムの参加者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 運営事業者は、本規約の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の6ヶ月前までに、その変更の内容を、参加者を含む全ての本システムの参加者に周知しなければならない。これを怠った場合には、前項に基づく本規約の変更は、効力を有さない。

第46条 通知

本契約に基づく参加者と運営事業者間の通知は、通知を送付する当事者から代理権限を付与された者又は本人若しくは代表者の記名押印がある書面によらなければ効力を有さない。

第47条 譲渡禁止

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本契約における契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し又はその他の処分をしてはならない。
- 2 前項及び本契約の他の条項の規定にかかわらず、運営事業者が、本システムにかかる事業を第三者に対し譲渡（事業譲渡、会社の合併・分割に伴う承継を含むがこれに限らない。）又は担保に供する場合には、参加者は、本契約をもってその譲渡をあらかじめ承諾する。ただし、その譲渡は、運営事業者が参加者に対し、これを通知した日から、3ヶ月が経過しない限り、効力を有さない。

第48条 準拠法

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第49条 紛争解決

本契約に起因又は関連する紛争に関する訴訟その他の紛争解決手続は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第50条 外国語

本規約は、日本語版を正文とする。本規約の外国語訳が創出される場合には、その外国語訳と正文との間で意味又は意図に矛盾又は相違があるとき、正文が優先する。

インフラ管理 DX ガイドライン
インフラ管理 DX モデル規約(素案)

2026 年 3 月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
